

石綿障害予防規則について

愛知 Aichi Labour Bureau
労働局

事前調査の強化

◆ 既に規制が始まっている事項

- 事前調査の必要な**範囲の拡大**
- 事前調査の**方法**の改正
- **記録の作成・保存・掲示等**
- 事前調査の**結果等の報告**
(令和4年4月1日着工の工事から)
- 事前調査等を行う者の要件(工作物除く)
(令和5年10月1日施行)

◆ 今後規制される事項

- 事前調査等を行う者の要件(工作物に限る)
(令和8年1月1日施行)

建築物

- ・全ての建築物。
- ・建築物に設ける建築設備を含む。
ガス・電気の供給、給水、排水、換気、暖房、冷房、排煙、汚水処理の設備等

工作物

- ・建築物以外で土地、建築物、工作物に設置されている（いた）もの全て。
- ・煙突、サイロ、鉄骨架構、上下水道管等の地下埋設物、化学プラント等
- ・建築物内に設置されたボイラー、非常用発電設備、エレベーター、エスカレーター等
- ・製造・発電等に関連する反応槽、貯蔵

船舶

- ・船体の主たる構造材が鋼製のもの

の

解体等の作業

- ・解体の作業
- ・改修の作業

〔 封じ込め
 囲い込み
 を含む 〕

を行うときは、あらかじめ解体等対象建築物等について**石綿等の使用の有無を調査**することが必要です。

- 「**工作物**」の範囲が、建築物内の設備にまで広げられました（下線部）。
- 「**改修**」の範囲が広げられ、原則すべての改修工事が対象となりました。（詳細は次のスライド）

小規模な「改修」も対象に

- ・ 従来の通達では『「改修」とは、建材を全面的に取り替える等の作業をいい、小規模な作業を含むものではないこと。』としてていました。
- ・ しかし今回、事前調査を行う必要がない作業は、下記のように、ごく限られた場合のみと通達されました。

● 解体等の作業に該当せず事前調査を行う必要がない作業（要約）

ア

石綿等が含まれていないことが明らかなもの

（木材、金属、石、ガラス等のみの構成物、
畳、電球等）

であって

- ・ **手作業や電動ドライバー等**で容易に取り外せる
- ・ **ボルト、ナット等**の固定具を取り外すことで除去・取り外しが可能 など

除去等の際に**周囲の材料を損傷させるおそれのない作業**

イ **釘打ち固定、刺さっている釘を抜く等**の、極めて軽微な損傷しか及ぼさない作業（**電動工具等**で、石綿含有の可能性のある壁面等に穴を開ける作業は、事前調査必要）

ウ **既存の塗装の上に新たに塗装を塗る等**、現存する材料等の除去を行わない作業

エ 国土交通省、経済産業省、農林水産省、防衛装備庁の確認・調査により、石綿が使用されていないことが確認された工作物、船舶等の解体等

（令和2年8月4日・基発0804第8号 詳細は、通達本文を確認して下さい。）

事前調査の方法の改正（石綿則第3条②、⑤、⑨）

令和3年4月1日施行

- 事前調査は、**全ての材料について**、次に掲げる方法により行うことが必要です。
 - **設計図書等の文書を確認する方法**
 - **目視により確認する方法**
- 構造上目視により確認することが困難な材料は**目視が可能となったときに**事前調査を行うことが必要です。

事前調査で石綿等の使用の有無が
明らかとならなかったとき

- **分析調査を行う**

- **石綿等が使用されている
ものとみなして**法令に規定する措置を講ずる。

事前調査を目視等によらなくてよい場合 (石綿則第3条③)

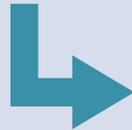
令和3年4月1日施行

- 以下の場合等で要件に該当するときは、**所定の文書等を確認する方法で事前調査を行うことができます。**

① 過去に事前調査に相当する調査が行われている場合

② 船舶の再資源化解体の適正な実施に関する法律に基づく
「有害物質一覧表確認証書」等の交付を受けた船舶

③ 着工日が**平成18年9月1日以降**である建築物、船舶、施設等



- 三 建築物若しくは工作物の新築工事若しくは船舶（日本国内で製造されたものに限る。）の製造工事の着工日又は船舶が輸入された日（第五項第四号において「着工日等」という。）が平成18年9月1日以降である解体等対象建築物等（次号から第八号までに該当するものを除く。） 当該着工日等を設計図書等の文書で確認する方法
- 四 平成18年9月1日以降に新築工事が開始された非鉄金属製造業の用に供する施設の設備（配管を含む。以下この項において同じ。）であって、平成19年10月1日以降にその接合部分にガスケットが設置されたもの 当該新築工事の着工日及び当該ガスケットの設置日を設計図書等の文書で確認する方法
- 五 平成18年9月1日以降に新築工事が開始された鉄鋼業の用に供する施設の設備であって、平成21年4月1日以降にその接合部分にガスケット又はグランドパッキンが設置されたもの 当該新築工事の着工日及び当該ガスケット又はグランドパッキンの設置日を設計図書等の文書で確認する方法
- 六 平成18年9月1日以降に製造工事が開始された潜水艦であって、平成21年4月1日以降にガスケット又はグランドパッキンが設置されたもの 当該製造工事の着工日及び当該ガスケット又はグランドパッキンの設置日を設計図書等の文書で確認する方法
- 七 平成18年9月1日以降に新築工事が開始された化学工業の用に供する施設（次号において「化学工業施設」という。）の設備であって、平成23年3月1日以降にその接合部分にグランドパッキンが設置されたもの 当該新築工事の着工日及び当該グランドパッキンの設置日を設計図書等の文書で確認する方法
- 八 平成18年9月1日以降に新築工事が開始された化学工業施設の設備であって、平成24年3月1日以降にその接合部分にガスケットが設置されたもの 当該新築工事の着工日及び当該ガスケットの設置日を設計図書等の文書で確認する方法

- 事前調査・分析調査を行ったときは、所定の事項の記録を作成し**調査終了日から3年間保存**することが必要です。

<記録する事項・要約>

- ① 事業者の名称、住所及び電話番号
- ② 作業場所の住所・工事名称・工事概要
- ③ 調査終了日
- ④ 調査対象の建築物・工作物・船舶の着工日等
- ⑤ 調査対象の建築物・工作物・船舶の構造
- ⑥ 事前調査を行った部分（含・分析試料を採取した場所）
- ⑦ 事前調査の方法（含・分析調査の方法）
- ⑧ 調査部分ごとの石綿等の使用の有無、
石綿等含有とみなした場合はその旨、
石綿等が使用されていないと判断した場合はその根拠
- ⑨ 建築物に係る事前調査を行った者の氏名、資格を証する書面（分析調査を行った者の氏名、資格を証する書面）
- ⑩ 目視確認が困難な材料の有無及び場所

① すべての解体等作業場

次の事項を**労働者が見やすい箇所に掲示**することが必要です。

<掲示する事項・要約>

- 調査終了日
- 事前調査を行った部分（含・分析試料を採取した場所）の概要
- 調査部分ごとの石綿等の使用の有無、
石綿等含有とみなした場合はその旨、
石綿等が使用されていないと判断した場合はその根拠の概要

② 石綿等が使用されている解体等作業場

上記の掲示 + **事前調査の記録の写しの備え付け**

事前調査が必要な工事 >> 報告が必要な工事

- 原則すべての解体・改修工事
- 規模や請負金額にかかわらず小規模なものも

● 「事前調査」 必要

- ・ 調査方法は原則、**設計図書 + 目視**
- ・ 2023年10月からは**資格要件**あり

● 「記録の作成と3年間保存」 必要

- ・ **石綿含有の有無に関わらず**

● 作業場に「記録の掲示等」 必要

- ・ **石綿含有の有無に関わらず**
- ・ 石綿含有の場合は、事前調査の記録の写しも備え付け

● 一定規模の解体・改修工事

● 「事前調査結果報告」 必要

- ・ 原則、電子システムで

解体等の作業に該当せず
事前調査を行う必要がない作業

- 材料を損傷させない
- 釘の抜き打ちだけ
- 塗装の重ね塗りだけ

など限られた場合

事前調査

建築物、工作物、船舶の解体・改修作業を行うときは、原則全ての工事で、石綿等の有無の調査（事前調査）を行うことが必要。

（工事の規模や請負金額に関わりなく必要です。）



事前調査結果の報告

次の工事を行おうとするときは、あらかじめ電子システムにより、事前調査結果の概要等を所轄労働基準監督署長に報告することが必要です。



建築物の解体・改修工事

- 工事に係る部分の床面積の合計が80㎡以上の解体工事
- 請負代金が100万円以上の改修工事



工作物の解体・改修工事

- 厚生労働大臣が定めるものの解体・改修工事で、請負代金が100万円以上のもの



船舶の解体・改修工事

- 総トン数が20トン以上のもの



工作物の解体・改修工事

- 厚生労働大臣が定めるものの解体・改修工事で、請負代金が100万円以上のもの

- ・ 反応槽、加熱炉、ボイラー、圧力容器
- ・ 配管設備（建築物に設ける給水・排水・換気・暖房・冷房・排煙設備等を除く）
- ・ 焼却設備
- ・ 煙突（建築物に設ける排煙設備等を除く）
- ・ 貯蔵設備（穀物を貯蔵するための設備を除く）
- ・ 発電設備（太陽光発電設備・風力発電設備を除く）
- ・ 変電設備、配電設備、送電設備（ケーブルを含む）
- ・ トンネルの天井板
- ・ プラットホームの上家
- ・ 遮音壁、軽量盛土保護パネル
- ・ 鉄道の駅の地下式構造部分の壁・天井板
- ・ 観光用エレベーターの昇降路の囲い（建築物であるものを除く）

令和5年10月1日から適用

- 石綿等の使用の有無に関わらず報告が必要です。
- 複数の事業者が同一の工事を請け負っている場合は、元請事業者が報告義務を負います。
- 石綿事前調査結果報告システムを使用すれば、労働基準監督署と自治体の両方に報告することができます。

石綿事前調査結果報告システム

- ・ システムの利用には**GビズID**が必要です。



GビズID



事前調査を行う者の要件 (石綿則第3条④、令和5.3.27厚労省告示第89号)

令和5年10月1日施行

対象	調査に必要な資格等
建築物 <ul style="list-style-type: none"> ・ 建築物の解体等の作業 (一戸建て住宅等を除く) ・ 一戸建ての住宅、共同住宅の住戸の内部の解体等の作業 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 特定建築物石綿含有建材調査者 ・ 一般建築物石綿含有建材調査者 ・ 令和5年9月30日以前に日本アスベスト調査診断協会に登録され、事前調査時点でも引き続き登録されている者
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 一戸建て等石綿含有建材調査者
工作物 令和8年1月1日から必要 <ul style="list-style-type: none"> ・ 特定工作物 (①～⑤、⑦～⑪)の解体等の作業 ・ 特定工作物 (⑥、⑫～⑰)の解体等の作業 ・ 特定工作物以外の工作物で、石綿等が使用されているおそれがある材料の除去等の作業 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 工作物石綿事前調査者
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 工作物石綿事前調査者 ・ 特定建築物石綿含有建材調査者 ・ 一般建築物石綿含有建材調査者 ・ 令和5年9月30日以前に日本アスベスト調査診断協会に登録され、事前調査時点でも引き続き登録されている者
船舶 <ul style="list-style-type: none"> ・ 鋼製の船舶の解体等の作業 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 船舶石綿含有資材調査を行う者で、船舶石綿含有資材調査者講習を受講し修了考査に合格した者 ・ 上記と同等以上の知識を有すると認められる者

Q.石綿作業主任者の資格を持っているが、この資格を持っていれば、石綿の事前調査も出来るという認識で間違いはないか？

A.作業主任者と調査者の資格は別々のものです。したがって、作業主任者の資格のみを持っている方が石綿の事前調査を行うことは出来ません。

分析調査を行う者の要件 (石綿則第3条⑥)

令和5年10月1日施行

● **分析調査**は、次の者に行わせることが必要です。

- ・厚生労働大臣が定める**分析調査講習**を受講し、修了考査に合格した者
- ・(公社)日本作業環境測定協会の「**石綿分析技術の評価事業**」で**Aランク、Bランクの認定分析技術者**又は定性分析に係る合格者
- ・(一社)日本環境測定分析協会の「**アスベスト偏光顕微鏡実技研修(建材定性分析I級A・B)**」修了者」
- ・(一社)日本環境測定分析協会に登録されている「**建材中のアスベスト定性分析技能試験(技術者対象)合格者**」
- ・(一社)日本環境測定分析協会に登録されている「**アスベスト分析法委員会認定JEMCAインストラクター**」
- ・(一社)日本繊維状物質研究協会の「**石綿の分析精度確保に係るクロスチェック事業**」により認定される「**建築物及び工作物等の建材中の石綿含有の有無及び程度を判定する分析技術**」の合格者

事前調査者講習を行っている機関



公益社団法人
愛知労働基準協会



建設業労働
災害防止協会
愛知県支部



株式会社
建設業安全
推進協会



名古屋東
労働基準
協会



刈谷
労働基準
協会



中災防
中部安全衛生
サービスセンター



その他・石綿総
合情報ポータル
サイト

分析調査講習を行っている機関

一般社団法人 日本繊維状物質研究協会
(神奈川県厚木市三田2-10-10)



その他の改正

全て現在までに施行されています。

- **計画届**の提出範囲の拡大
- **石綿含有仕上げ塗材**除去方法の明確化
- **石綿含有成形品（レベル3）**に対する措置の強化
- 石綿等の切断等の際、**湿潤化できない場合の措置**
- 隔離した作業場所の**点検**等
- **写真等**による作業の実施状況の記録
- **作業の記録**の項目追加

-
- 詳しくは、**石綿総合情報ポータルサイト**をご覧ください。
 - 石綿障害予防規則の概要、解体・改修工事のマニュアルなどの情報を掲載しています。

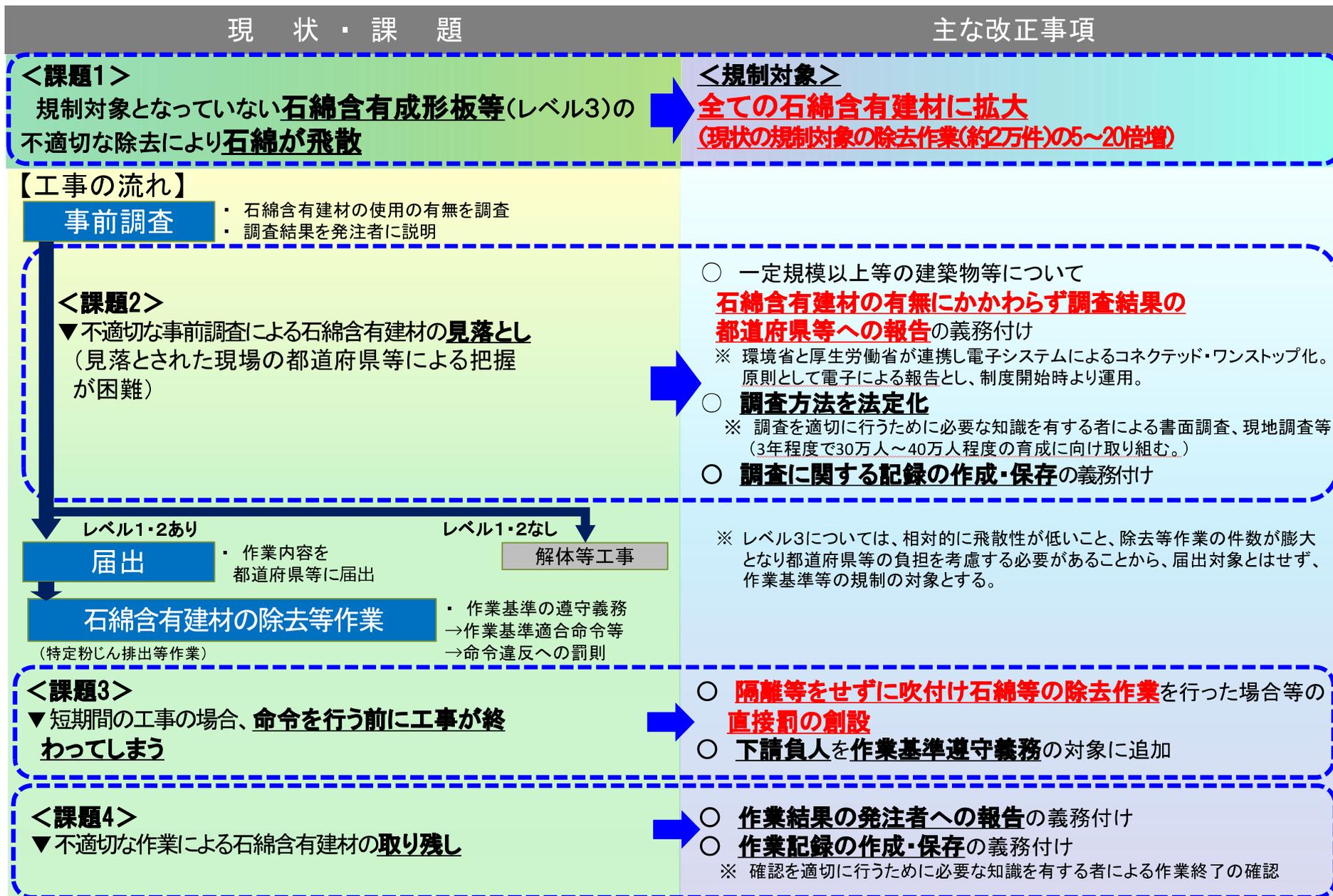


石綿に係る大気汚染防止法 の改正について



大気汚染防止法の一部を改正する法律(令和2年法律第39号)の概要 (公布日:令和2年6月5日)

建築物等の解体等工事における石綿の飛散を防止するため、全ての石綿含有建材への規制対象の拡大、都道府県等への事前調査結果報告の義務付け及び作業基準遵守の徹底のための直接罰の創設等、対策を一層強化する。

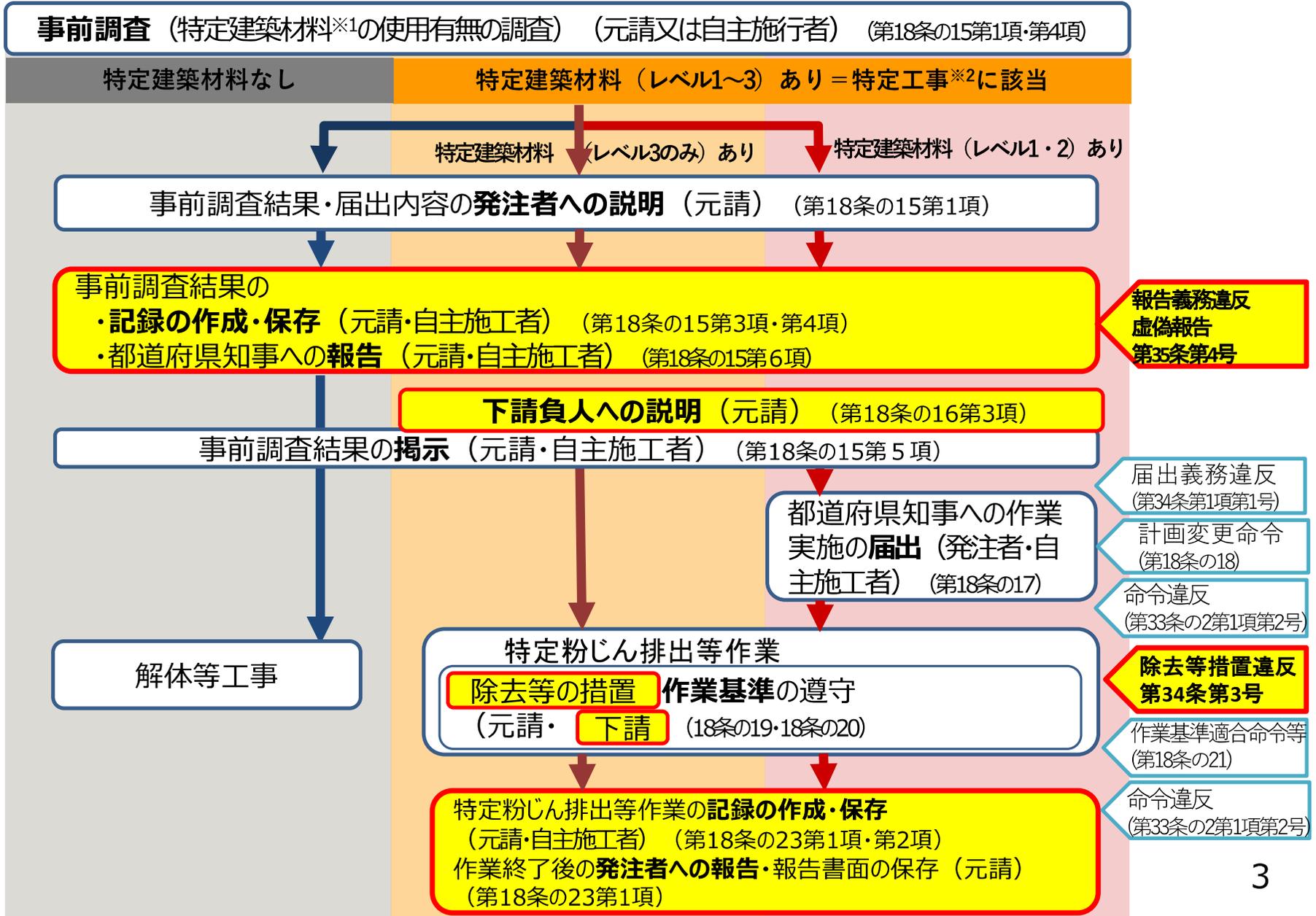


改正後の解体等工事に係る規制概要

- ※1 特定建築材料：吹付け石綿(レベル1)、石綿含有断熱材、保温材、耐火被覆材(レベル2)、石綿含有成形板等(レベル3)
- ※2 特定工事：特定粉じん排出等作業を伴う建設工事

発注

<凡例>
赤枠：改正後



<規制対象>

- 特定粉じん排出等作業に係る規制基準は、特定粉じんの種類、**特定建築材料の種類**及び特定粉じん排出等作業の種類ごとに、**作業の方法に関する基準**として、環境省令で定めるものとする。
(法第18条の14関係)

□ 特定建築材料

吹付け石綿その他の石綿を含有する建築材料とする（令第3条の3）

- 吹付け石綿
- 石綿を含有する断熱材、保温材及び耐火被覆材
- **石綿含有成形板等**※1
- **石綿含有仕上塗材**※2

※1 石綿含有成形板以外のもの例えば石綿含有セメント管、石綿含有押出成形品等、板状ではない石綿含有建材が含まれる。

※2 吹付けパーライト及び吹付けバーミキュライトについては、従来どおり「吹付け石綿」に該当する。

大防法(改正前)での扱い	届出、作業基準遵守等を義務付け		マニュアルで作業方法を明確化
レベルの分類※	レベル1	レベル2	レベル3
建材の種類	吹付け石綿	石綿含有断熱材、 石綿含有保温材、 石綿含有耐火被覆材	その他の石綿含有建材 (成形板等)
発じん性	著しく高い	高い	比較的低い
使用箇所の例	①耐火建築物、準耐火建築物のはり、柱等の耐火被覆用の吹付け材 ②ビルの機械室、ボイラ室等の天井壁等の吸音、結露防止用の吹付け材  <p>付着した綿状の物質が吹付け石綿</p>	①ボイラ本体、配管等の保温材として張付け ②建築物の柱、はり、壁等に耐火被覆材として張付け ③屋根用折板裏断熱材、煙突用断熱材  <p>配管の湾曲部に取り付けてあるものが石綿含有保温材</p>	①建築物の天井、壁等に石綿含有成形板、床にビニル床タイル等を張り付け ②屋根材として石綿スレート  <p>屋根材が石綿含有スレート板</p>

建設業労働災害防止協会資料及び「目で見えるアスベスト建材(第2版)」(国土交通省)より一部改変

改正後の解体等工事に係る規制概要

発注

<凡例>
 青枠: 改正前
 赤枠: 改正後

事前調査 (特定建築材料の使用有無の調査) (元請又は自主施工者) (第18条の15第1項・第4項)

特定建築材料なし

特定建築材料 (レベル1~3) あり = 特定工事に該当

特定建築材料 (レベル3のみ) あり

特定建築材料 (レベル1・2) あり

事前調査結果・届出内容の発注者への説明 (元請) (第18条の15第1項)

事前調査結果の

- ・記録の作成・保存 (元請・自主施工者) (第18条の15第3項・第4項)
- ・都道府県知事への報告 (元請・自主施工者) (第18条の15第6項)

報告義務違反
 虚偽報告
 第35条第4号

下請負人への説明 (元請) (第18条の16第3項)

事前調査結果の掲示 (元請・自主施工者) (第18条の15第5項)

届出義務違反
 (第34条第1項第1号)

都道府県知事への作業
 実施の届出 (発注者・自
 主施工者) (第18条の17)

計画変更命令
 (第18条の18)

命令違反
 (第33条の2第1項第2号)

解体等工事

特定粉じん排出等作業

除去等の措置 作業基準の遵守
 (元請・下請) (18条の19・18条の20)

除去等措置違反
 第34条第3号

作業基準適合命令等
 (第18条の21)

特定粉じん排出等作業の記録の作成・保存
 (元請・自主施工者) (第18条の23第1項・第2項)
 作業終了後の発注者への報告・報告書面の保存 (元請)
 (第18条の23第1項)

命令違反
 (第33条の2第1項第2号)

＜解体等工事に係る調査及び説明等＞

- 解体等工事の元請業者は、当該解体等工事が特定工事に該当するか否かについて、設計図書その他の書面による調査、特定建築材料の有無の目視による調査その他の環境省令で定める方法による調査を行うとともに、当該解体等工事の発注者に対し、当該調査の結果、届出対象特定工事※又はそれ以外の特定工事に係る事項等を記載した書面を交付して説明しなければならない。

(法第18条の15関係)

※レベル1・2 建材に係る工事

□ 事前調査の方法（規則第16条の5）



- * 解体等工事が平成18年9月1日以後に設置の工事に着手した建築物等を解体し、改造し、又は補修する作業を伴う建設工事に該当することが設計図書等の書面により明らかである場合は、特定建築材料の有無の目視による調査は不要。

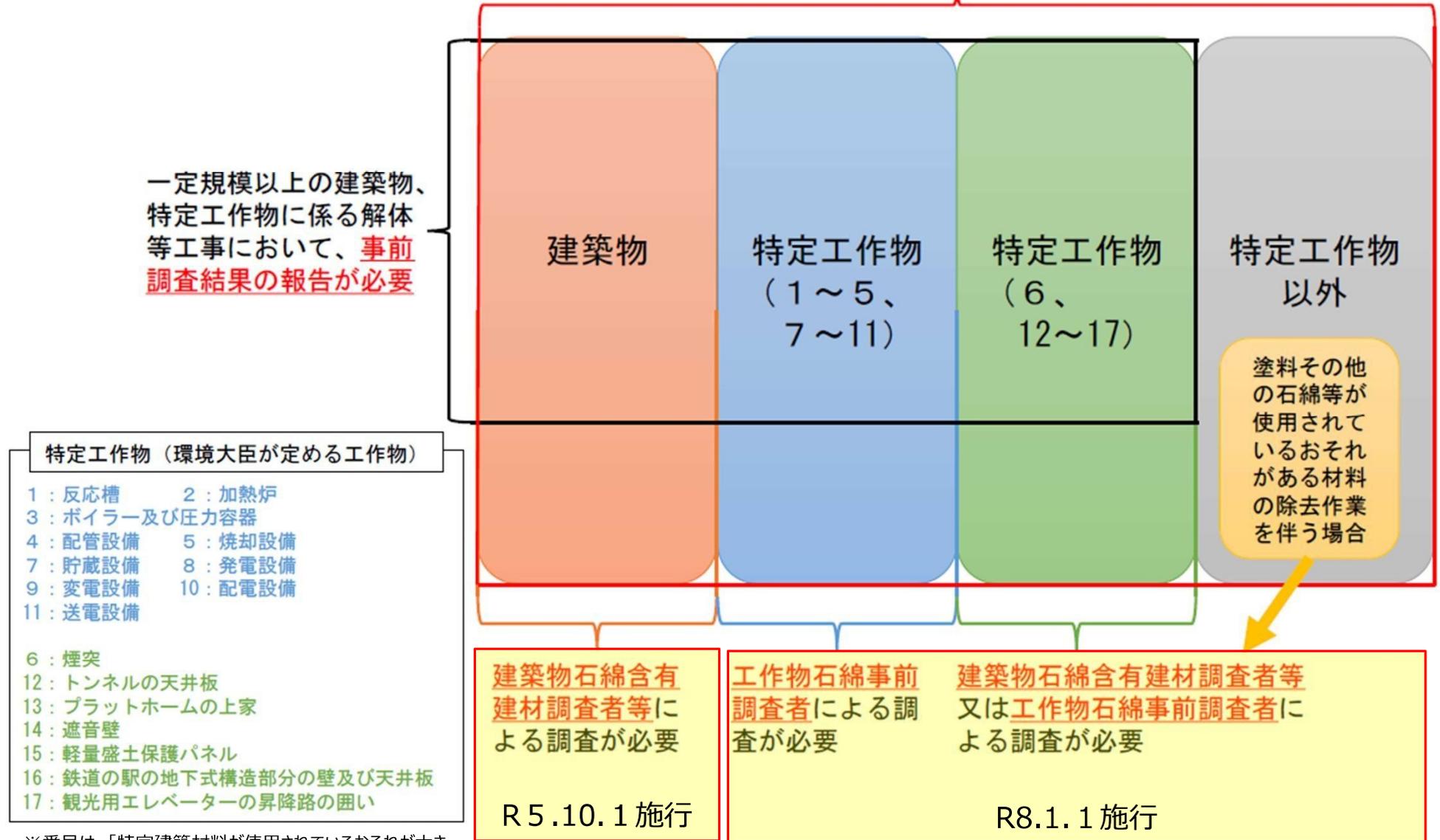
□ 事前調査を行う者（調査を適切に行うために必要な知識を有する者）（令和5年6月環境省告示第47号）

- 建築物に係る解体等工事については、建築物石綿含有建材調査者又は義務付け適用前に一般社団法人日本アスベスト調査診断協会に登録された者
(令和5年10月1日以降適用)
- 工作物に係る解体等工事については、工作物石綿事前調査者等
(令和8年1月1日以降適用)

- * 設置工事の着手日を書面で確認する作業は、有資格者でなくても行うことができる。

【参考】事前調査・結果報告の要否、調査者に関するイメージ図

すべての建築物等の解体等工事において **事前調査が必要**



※番号は、「特定建築材料が使用されているおそれが大いものとして環境大臣が定める工作物」（令和2年環境省告示第77号及び令和5年環境省告示第48号）の番号

改正後の解体等工事に係る規制概要



<解体等工事に係る調査及び説明等>

- 解体等工事の元請業者は、環境省令で定めるところにより、事前調査に関する記録を作成し、当該記録及び発注者に説明する際の書面の写しを保存しなければならない。
(法第18条の15第3項関係)
- 解体等工事の自主施工者は、当該解体等工事が特定工事に該当するか否かについて、事前調査を行うとともに、当該調査に関する記録を作成し、これを保存しなければならない。
(法第18条の15第4項関係)



【元請業者】

- 事前調査の記録（新規則第16条の8）
 - 解体等工事の元請業者の名称、調査終了年月日、調査方法、調査結果などの事項について記録
 - 解体等工事が終了した日から3年間保存するものとする。 * 記録の保存は電子でも可能とする。
- 発注者への説明の書面の写し
 - 解体等工事が終了した日から3年間保存するものとする。

<様式例：解体等工事に係る事前調査結果説明書面>

年 月 日

解体等工事に係る事前調査説明書面

①発注者 住所

氏名（法人にあっては名称及びその代表者の氏名） 様

②元請業者 住所

氏名

（法人にあっては、名称及びその代表者の氏名）

電話番号

大気汚染防止法第18条の15第1項に基づき、解体等工事に係る石綿使用の有無に関する事前調査結果について下記のとおり説明します。

③解体等工事の場所	(解体等工事の名称)		
④解体又は改造・補修着手年月日	年 月 日	延床面積	m ²
⑤解体等工事の種類	解体 改造・補修	階数	階建
⑥建築物等の竣工年	昭和・平成 年		
⑦建築物等の概要	<input type="checkbox"/> 建築物 (<input type="checkbox"/> 耐火 <input type="checkbox"/> 準耐火 <input type="checkbox"/> その他 ()) (<input type="checkbox"/> 木造 <input type="checkbox"/> RC造 <input type="checkbox"/> S造 <input type="checkbox"/> その他 ()) <input type="checkbox"/> その他工作物		
⑧事前調査を行った者及び当該者が登録規定に基づく講習を受講した講習実施機関の名称等	氏名 講習実施機関の名称 (<input type="checkbox"/> 一般 <input type="checkbox"/> 特定 <input type="checkbox"/> 一戸建て等 <input type="checkbox"/> その他 ())		
⑨調査を終了した年月日	年 月 日		
⑩調査の方法	<input type="checkbox"/> 書面 <input type="checkbox"/> 目視 <input type="checkbox"/> 分析 <input type="checkbox"/> その他 ()		
⑪調査の結果	⑫特定建築材料の有無	<input type="checkbox"/> 石綿有又は石綿みなし有（詳細は別紙1のとおり） <input type="checkbox"/> 石綿無	
	⑬破壊しないと調査できない場所であって、解体等が始まる前に確認できなかった場所		
⑭工事の指示	設置予定年月日	年 月 日	
	設置場所	別紙 のとおり	
⑮大気汚染防止法に係る作業の実施の届出の要否	<input type="checkbox"/> 要 <input type="checkbox"/> 不要		

備考 1 特定建築材料が有り、特定粉じん排出等作業に該当する場合は別紙1を添付すること。
2 工事中に特定建築材料を見つけた場合、再度説明すること。

元請業者からこの書面の説明を受けました。 ⑯発注者氏名（法人にあっては名称並びに説明を受けた者の職及び氏名） 年 月 日
発注者へこの書面の説明を行いました。 ⑰元請業者氏名（法人にあっては名称並びに説明を行った者の職及び氏名） 年 月 日

※ 書面の構成等を変更する場合は、○番号の項目を記載した書面とすることが望ましい。

別紙1

特定粉じん排出（石綿除去）等作業の概要

①特定粉じん排出等作業の種類	大気汚染防止法施行規則別表第7 1の項 建築物の解体作業のうち、吹付け石綿及び石綿含有断熱材等を除去する作業（次項及び5の項を除く） 2の項 建築物の解体作業のうち、石綿含有断熱材等を除去する作業（かき落とし、切断、又は破砕以外の方法で特定建築材料を除去するもの）（5の項を除く） 3の項 建築物の解体等作業のうち、石綿含有仕上塗材を除去する作業（5の項を除く） 4の項 建築物の解体等作業のうち、石綿含有成形板等を除去する作業（1から3の項、事項を除く） 5の項 特定建築材料の事前除去が著しく困難な解体作業 6の項 建築物の改造・補修作業のうち、吹付け石綿及び石綿含有断熱材等に係る作業	
②特定粉じん排出等作業の実施の期間	自 年 月 日 至 年 月 日	
③特定粉じん排出等作業の対象となる建築物等の部分における特定建築材料等の種類並びにその使用箇所及び使用面積	1 吹付け石綿 (, m ²) 2 石綿を含有する保温材 (, m ²) 3 石綿を含有する耐火被覆材 (, m ²) 4 石綿を含有する断熱材 (, m ²) 5 石綿を含有する仕上塗材 (, m ²) 6 石綿を含有する成形板等 (, m ²) 詳細は別紙 のとおり	
④特定粉じん排出等作業の方法	除去 ・ 囲い込み ・ 封じ込め ・ その他 ()	
⑤特定粉じん排出等作業の方法が法第18条の19各号に掲げる措置を当該各号に定める方法により行うものでないときは、その理由		
⑥特定粉じん排出等作業の対象となる建築物等の配置図及び付近の状況	別紙 のとおり	
⑦特定粉じん排出等作業の工程を明示した特定工事の工程の概要	別紙 のとおり	
⑧作業の指示	設置予定年月日	年 月 日
	設置場所	別紙 のとおり
⑨特定工事の元請業者の現場責任者の氏名及び連絡場所	電話番号	
⑩下請負人が特定粉じん排出等作業を実施する場合の当該下請負人の現場責任者の氏名及び連絡場所	電話番号	

※ 書面の構成等を変更する場合は、○番号の項目を記載した書面とすることが望ましい。

備考 1 解体等工事が特定粉じん排出等作業（石綿排出等作業）に該当する場合に作成すること。
2 特定粉じん排出等作業（石綿排出等作業）の対象となる建築物等の配置図、付近の状況、特定粉じん排出等作業（石綿排出等作業）工程を明示した特定工事（特定排出等工事）の工程の概要については、計画している作業方法等がわかるものを添付すること（作業工程を示す日程表、図面等）。

建築物等の解体等に係る石綿ばく露防止及び石綿飛散漏えい防止対策徹底マニュアル P.94、P.95参照

<解体等工事に係る調査及び説明等>

- 解体等工事の元請業者又は自主施工者は、調査を行ったときは、遅滞なく※、当該調査の結果を都道府県知事に報告しなければならない。（新法第18条の15第6項関係）

※石綿則では「あらかじめ」

□ 報告の対象（新規則第16条の11第1項）



解体工事

床面積合計80m²以上



建築物の改造・補修工事

請負代金合計100万円以上
（材料費・消費税を含む。）



工作物※の解体・改造等工事

請負代金合計100万円以上
（材料費・消費税を含む。）

※環境大臣が定めるものに限る

□ 事前調査結果の報告対象工作物（令和2年環境省告示第77号及び令和5年環境省告示第48号）

- ・反応槽
- ・加熱炉
- ・ボイラー及び圧力容器
- ・配管設備
- ・焼却設備
- ・煙突
- ・貯蔵設備（穀物を貯蔵するための設備を除く）
- ・発電設備（太陽光発電設備及び風力発電設備を除く）
- ・変電設備
- ・配電設備
- ・送電設備（ケーブルを含む）
- ・トンネルの天井板
- ・プラットホームの上家
- ・遮音壁
- ・軽量盛土保護パネル
- ・鉄道の駅の地下式構造部分の壁及び天井板
- ・観光用エレベーターの昇降路の囲い

<解体等工事に係る調査及び説明等>

- 解体等工事の元請業者又は自主施工者は、調査を行ったときは、遅滞なく、当該調査の結果を都道府県知事に報告しなければならない。
(法第18条の15第6項関係)

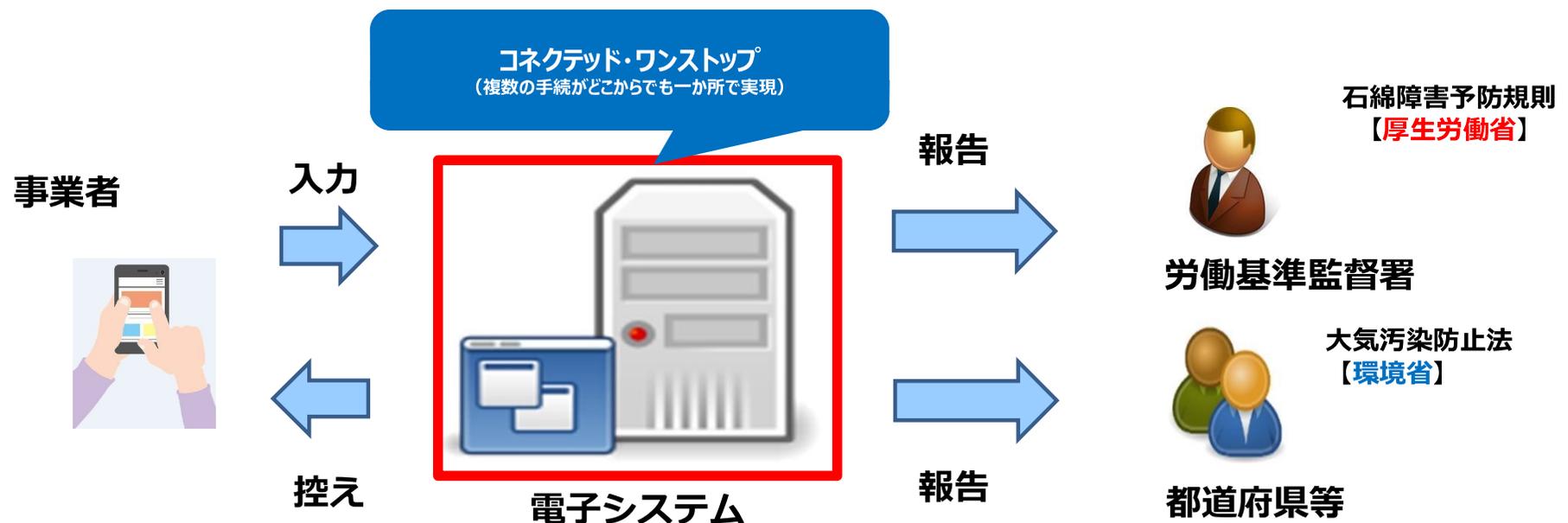
□ 報告の内容 (規則第16条の11第2項)

都道府県等が事前調査が適切に行われたか判断できるよう、事前調査の方法及び結果のほか、建築物等の構造、使用されている建築材料の種類など。

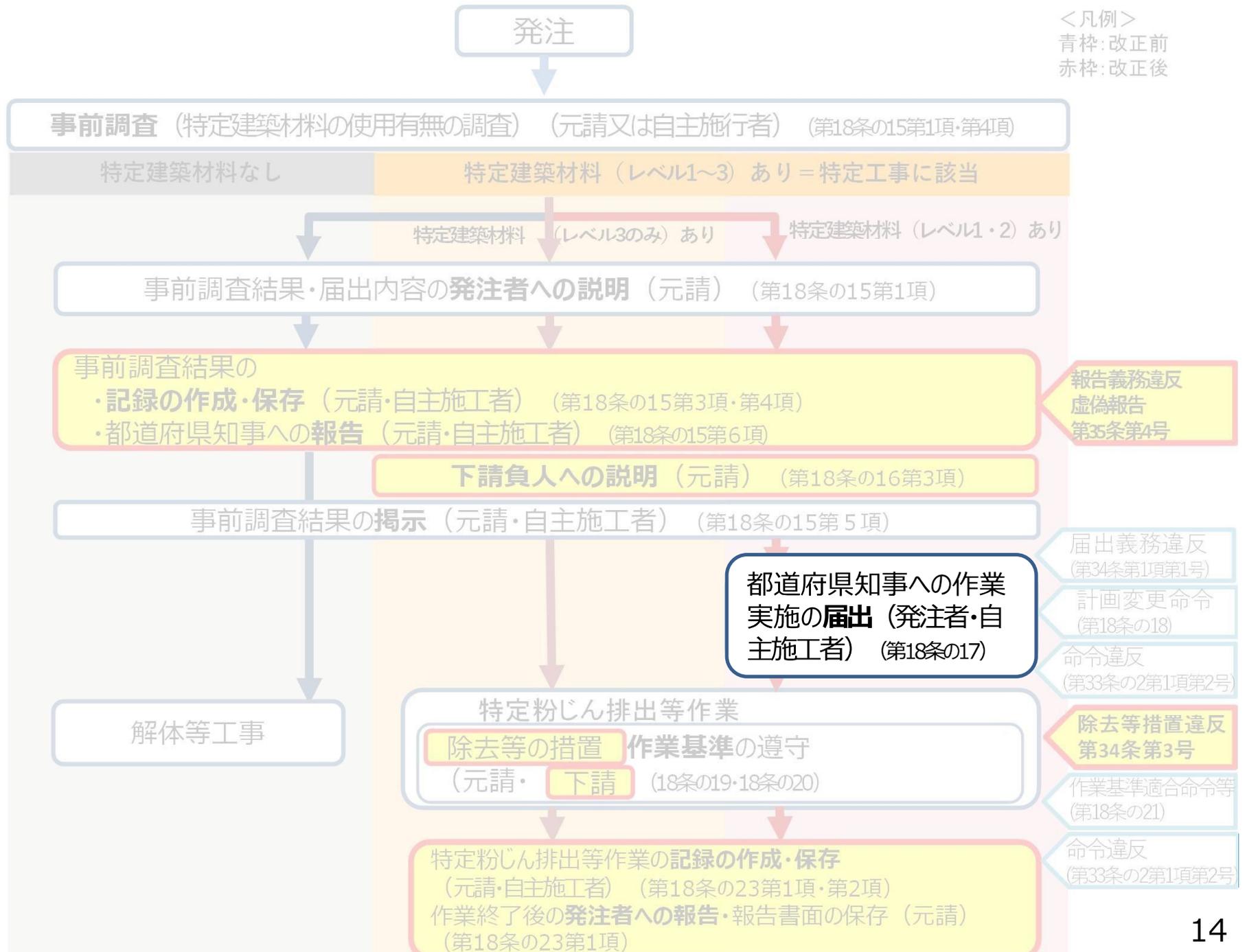
□ 報告の方法 (規則第16条の11第4項)

- 都道府県等が建築物等の解体等工事に係る事前調査の結果を迅速かつ幅広く把握するため、厚生労働省と連携し、事前調査結果の報告に係る電子システムを新たに整備。
- 原則として電子による報告とする。建築物に係る報告件数は膨大な数になると考えられることから、一度入力した内容の自動入力やスマートフォン等からの入力を可能とするなど、利便性に配慮。

* システムの使用が困難な場合は、施行規則の様式による報告書によって行うことをもってこれに代えることができる。
(例) 災害でwebが使えない。スマホやタブレットを持っていない。



改正後の解体等工事に係る規制概要



<特定粉じん排出等作業の実施届出>

- 特定工事のうち、特定粉じんを多量に発生し、又は飛散させる原因となる特定建築材料として政令で定めるものに係る特定粉じん排出等作業を伴うもの（届出対象特定工事）の発注者又は自主施工者は、当該特定粉じん排出等作業の開始の日の14日前までに、環境省令で定めるところにより、都道府県知事に届け出なければならない。（新法第18条の17関係）

□ 特定粉じんを多量に発生する等の原因となる特定建築材料（新令第10条の2）

- 吹付け石綿（いわゆるレベル1建材）
- 石綿を含有する断熱材、保温材及び耐火被覆材（いわゆるレベル2建材）

様式第3の4 特定粉じん排出等作業実施届出書 年 月 日

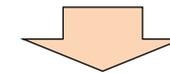
都道府県知事 殿
市長

届出者 氏名又は名称及び住所並びに
法人にあつては、その代表者 印
の氏名
電話番号

特定粉じん排出等作業を実施するので、大気汚染防止法第18条の15第1項（第2項）の規定により、次のとおり届け出ます。

特定工事の場所	(特定工事の名称)
特定工事を実施する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名	
特定粉じん排出等作業の種類	大気汚染防止法施行規則別表第7 1の項 建築物等の解体作業（次項又は3の項を除く） 2の項 建築物等の解体作業のとき、石綿を含有する断熱材

発注者は、解体等工事を開始する14日前までに都道府県知事へ届出



都道府県知事が届出の作業方法が作業基準に適合しないと認める時は、届出受理から14日以内に計画変更を命じる

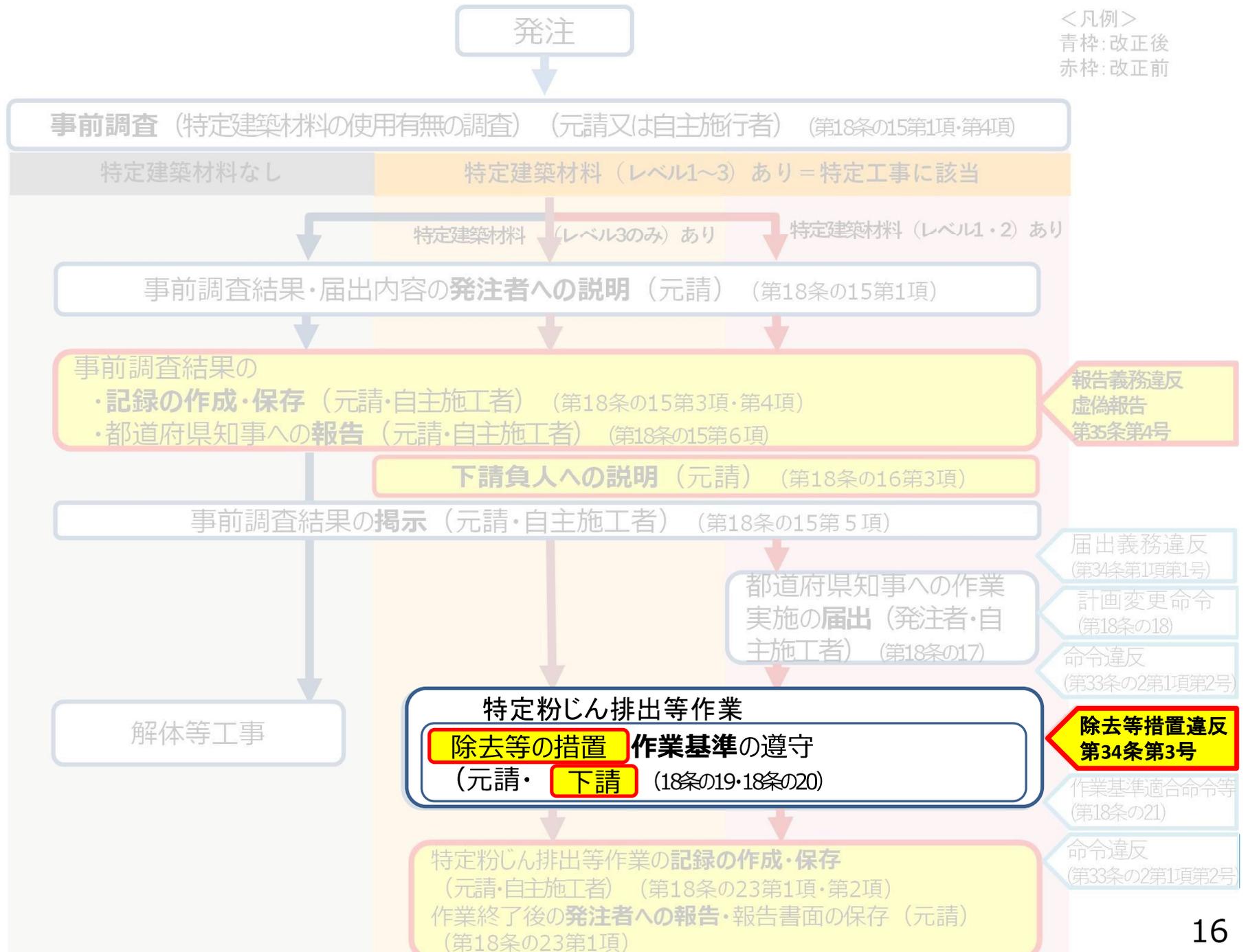
- * 吹付け工法による石綿含有仕上塗材は、法改正により特定粉じん排出等作業の届出が不要となった。（吹付けパーライト及び吹付けバーミキュライト、その他仕上塗材以外の吹付け材は「吹付け石綿」に該当するため、届出対象）

<特定工事の発注者等の配慮等>（現行法でも規定あり）

- 特定工事の発注者は、当該特定工事の元請業者に対し、施工方法、工期、工事費その他当該特定工事の請負契約に関する事項について、作業基準の遵守を妨げるおそれのある条件を付さないように配慮しなければならない。（法第18条の16第1項関係）

作業基準に沿って工事が適正になされるように発注者は配慮する義務がある。

改正後の解体等工事に係る規制概要



<特定粉じん排出等作業の作業基準>

- 特定粉じん排出等作業に係る作業基準は、特定粉じんの種類、**特定建築材料の種類**及び特定粉じんの排出等作業の種類ごとに、特定粉じん排出等作業の方法に関する基準として、環境省令で定める。
(法第18条の14関係)

<作業基準>

特定工事の元請業者又は自主施工者は、当該特定工事における**特定粉じん排出作業の開始前に**、次に掲げる事項を記録した**当該特定粉じん排出等作業の計画を作成し、当該計画に基づき当該特定粉じん排出等作業を行うこと。**
(規則第16条の4)

□ 特定粉じん排出等作業の計画で定める事項

- イ 特定工事の発注者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- ロ 特定工事の場所
- ハ 特定粉じん排出等作業の種類
- ニ 特定粉じん排出等作業の実施の期間
- ホ 特定粉じん排出等作業の対象となる建築物等の部分における特定建築材料の種類並びにその使用箇所及び使用面積
- ヘ 特定粉じん排出等作業の方法
- ト 第10条の4第2項各号に掲げる事項
 - ・特定粉じん排出等作業の対象となる建築物等の概要、配置図及び付近の状況
 - ・特定粉じん排出等作業の工程を明示した特定工事の工程の概要
 - ・特定工事の元請業者又は自主施工者の現場責任者の氏名及び連絡場所
 - ・下請負人が特定粉じん排出等作業を実施する場合の当該下請負人の現場責任者の氏名及び連絡場所

※レベル3 建材の特定工事でも作業計画を定める必要がある

<特定粉じん排出等作業の作業基準>

石綿含有成形板等、石綿含有仕上塗材について作業基準を新設（規則第16条の4第6号）

①石綿含有成形板等（規則別表第7 4の項に規定）

次に掲げる事項を遵守して作業の対象となる建築物等に使用されている特定建築材料を除去するか、又はこれと同等以上の効果を有する措置を講じること。

イ 特定建築材料を、切断、破碎等することなくそのまま建築物等から取り外すこと。

ロ イの方法により特定建築材料（ハに規定するものを除く。）を除去することが技術上著しく困難なとき又は一部除去の場合など改造・補修作業の性質上適しないときは、除去する特定建築材料を薬液等により湿潤化※1すること。

ハ 石綿含有けい酸カルシウム板第1種にあつては、イの方法により除去することが技術上著しく困難なとき又は一部除去の場合など改造・補修作業の性質上適しないときは、次に掲げる措置を講ずること。

(1) 当該特定建築材料の除去を行う部分の周辺を事前に養生※2すること。

(2) 当該特定建築材料を薬液等により湿潤化※1すること。

ニ 当該特定建築材料の除去後、作業場内の清掃その他の特定粉じんの処理を行うこと。この場合において、ハの規定により養生を行ったときは、当該養生を解く前に清掃を行うこと。

※1 特定建築材料を湿潤な状態にできれば、水を含む。

※2 作業場所をプラスチックシート等で覆うことや、屋外の作業において作業場の周囲をパネル、プラスチックシート等で囲うこと。



原形のまま取り外す例



湿潤化の例(散水)



作業の状況(養生内で湿潤化後手作業で除去)

<特定粉じん排出等作業の作業基準>

②石綿含有仕上塗材（規則別表第7 3の項に規定）

次に掲げる事項を遵守して作業の対象となる建築物等に使用されている特定建築材料を除去するか、又はこれと同等以上の効果を有する措置を講じること。

イ 除去する特定建築材料を薬液等により湿潤化※¹すること。（口の規定により特定建築材料を除去する場合を除く。）

ロ 電気グラインダーその他の電動工具を用いて特定建築材料を除去するときは、次に掲げる措置を講ずること。

(1) 特定建築材料の除去を行う部分の周辺を事前に養生※²すること。

(2) 除去する特定建築材料を薬液等により湿潤化※¹すること。

ハ 当該特定建築材料の除去後、作業場内の清掃その他の特定粉じんの処理を行うこと。この場合において、口の規定により養生を行ったときは、当該養生を解く前に清掃を行うこと。

※¹ 特定建築材料を湿潤な状態にできれば、水や剥離剤による湿潤化を含む。

※² 作業場所をプラスチックシート等で覆うことや、屋外の作業において作業場の周囲をパネル、プラスチックシート等で囲うこと。

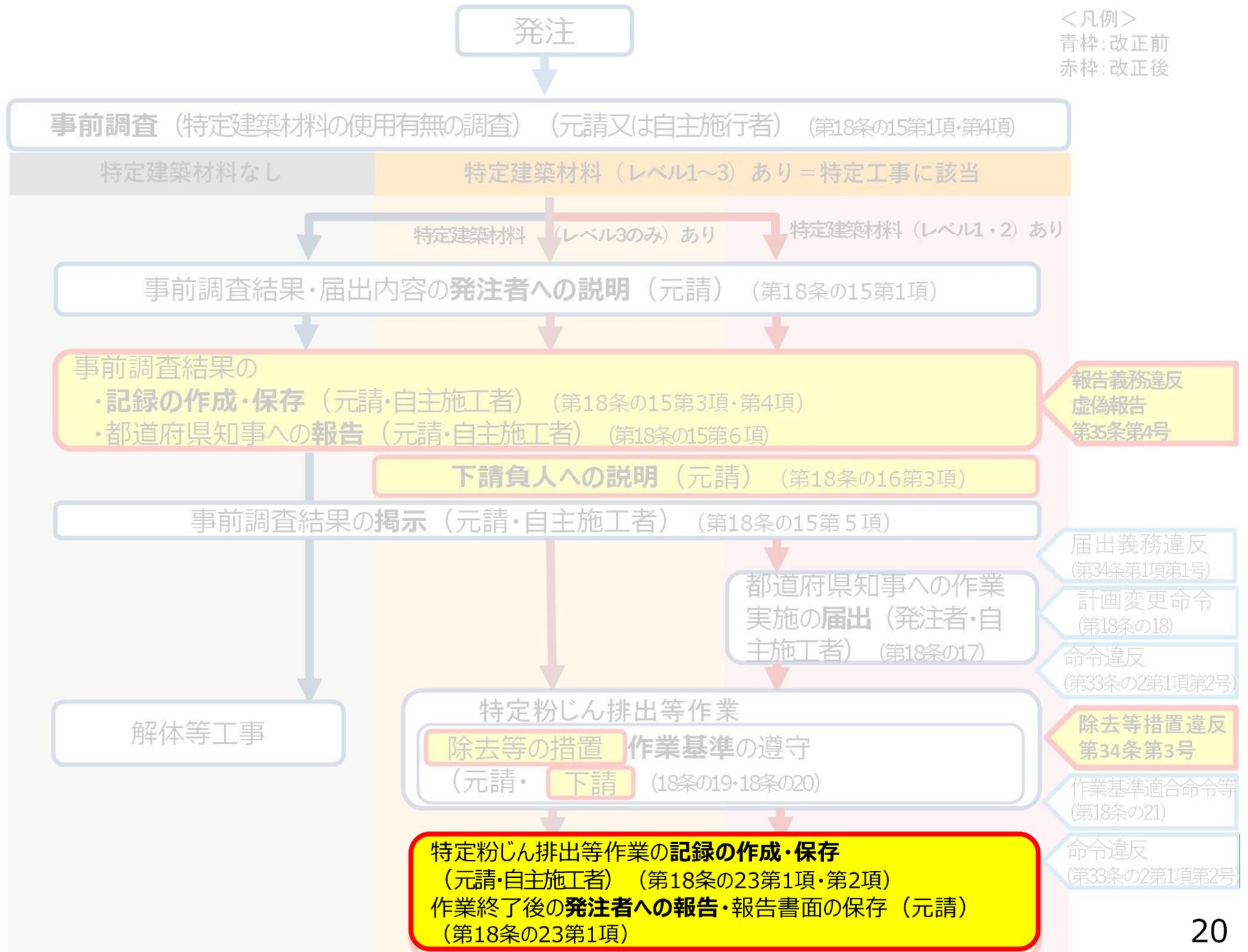
ロ 湿潤化及び養生と同等以上の効果を有する措置（マニュアル p207）

十分な集じん機能を有する集じん装置付きの工具を使用する工法については、湿潤化及び養生と同等以上の効果を有する措置と判断しうる工法と考えられる。十分な集じん機能を有することを判断するための要件は以下が挙げられる。

- ・ 集じん装置を備えたカバー付きの工具であること
- ・ 集じん装置はHEPAフィルターを有し、集じんした石綿等が作業空間その他外部環境に漏出しないこと
- ・ 当該集じん装置付き工具の集じん性能として、作業中における作業場所の総繊維濃度が、作業環境の石綿管理濃度である0.15 本/cm³（150 本/リットル）を下回ることが示されていること
- ・ 事業者は上記要件に合致する工具であることの説明が行えるよう、工具の性能等を証明するデータ（製品カタログ、実験データ等）等を整理し、そのデータ等の記録を作業中保持するとともに作業終了後は除去作業の記録として3年間保存しておく必要がある。



改正後の解体等工事に係る規制概要



<特定粉じん排出等作業の結果の報告等>

- 特定工事の元請業者は、当該特定工事における特定粉じん排出等作業が完了したときは、その結果を遅滞なく当該特定工事の発注者に書面で報告するとともに、当該特定粉じん排出等作業に関する記録を作成し、当該記録及び当該書面の写しを保存しなければならない。

(法第18条の23第1項関係)

- **作業中の記録**：負圧の状況の確認、集じん・排気装置の正常な稼働の確認等について記録し、特定工事が終了するまでの間保存（規則第16条の4第3号）

- **作業が適切に行われていることの確認**

元請業者は、下請負人が作成した記録により特定粉じん排出等作業が作業計画に基づき適切に行われていることを確認すること。（規則第16条の4第4号）

- **作業が完了したことの確認**

作業完了の確認を適切に行うために必要な知識を有する者に、当該確認を目視により行わせること。

(規則第16条の4第5号)

- * 作業が完了したことの確認

- 除去：特定建築材料の取り残しがないこと

- 囲い込み等：囲い込み等が適切に行われ石綿の飛散のおそれがないこと

- * 作業完了の確認を適切に行うために必要な知識を有する者：

- 事前調査を行わせる者（建築物）又は石綿作業主任者（建築物、工作物）

○ 愛知県から

- 具体的な飛散防止対策の方法等の確認につきまして、まずは以下のマニュアルを御確認ください。
「建築物の解体等に係る石綿ばく露防止及び石綿飛散漏えい防止対策徹底マニュアル」
https://www.env.go.jp/air/asbestos/post_71.html
- 特定粉じん排出等作業現場等への立入を実施してまいりますので、御協力願います。

不明な点がありましたら…

愛知県環境局環境政策部水大気環境課大気規制グループ

T E L : 052-954-6215 (ダイヤルイン)

E-mail : mizutaiki@pref.aichi.lg.jp